

2023年2月24日

吸収分割承継会社の事前開示書面

株式会社エルサーブ
代表取締役 堤 健治
<https://www.lserve.co.jp/>

当社（以下「吸収分割承継会社」）は、2023年3月31日付けで株式会社ダウイン（以下「吸収分割会社」）との間で締結予定の吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社の不動産賃貸事業（以下、「本事業」）を当社へ承継させること（以下「本吸収分割」）を行うことといたしました。

本吸収分割について、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。なお、本書に別紙として添付された写しの内容は原本と相違ありません。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

【資料1】のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項

当社は、本吸収分割に際して吸収分割会社に対して一切の対価を交付いたしません。これは、吸収分割会社が当社と同じく株式会社QLSホールディングスの100%子会社であることから相当であると判断しております。また、吸収分割承継会社において資本金および資本準備金の額は変動しません。

3. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

【資料2】のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込に関する事項

本吸収分割により当社は不動産賃貸事業を承継し、その収益をもって承継する負債の返済を予定しております。よって、当社が吸収分割会社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

吸収分割契約書

株式会社ダウイン（以下、「甲」と称する）及び株式会社エルサーブ（以下、「乙」と称する）は、甲が行う「不動産賃貸事業」と称する株式会社クオリス（以下、「丙」）への保育所用不動産の賃貸に係る事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」）を締結する。

第1条 （本件分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割により、甲が本件事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条 （当事者の商号及び住所）

吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社ダウイン

住所：兵庫県尼崎市潮江一丁目20番1号

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社エルサーブ

住所：大阪市東住吉区駒込三丁目28番7号

第3条 （承継する権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細」に定めるところとする。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、本件効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）後に、本件効力発生日以前に発生した債務について甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対し当該負担の金額を求償することができる。

第4条 （本件分割に際して乙が甲に交付する金銭等）

甲及び乙は、いずれも株式会社 QLS ホールディングスの完全子会社であるため、乙は、本件分割に際して、甲に対し、株式、金銭その他の財産の交付を行わない。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

本件分割により乙の資本金及び準備金の額は増額しない。

第6条 (効力発生日)

本件分割の効力発生日(以下「本件効力発生日」という。)は、2023年4月1日とする。ただし、本件分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条 (競業避止義務の免除)

甲は、本件分割の効力発生後においても、乙が承継する本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第8条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後、本件効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第9条 (本契約の変更・解除)

本契約締結後、本件効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は、本契約を解除して本件分割を中止することができる。

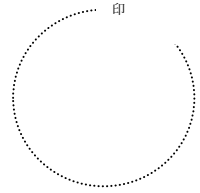
第10条 (規定外事項)

本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

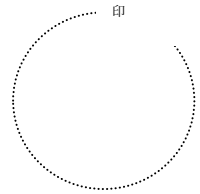
本契約の成立を証するため、本証書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

令和5年3月31日

(甲) 住所 兵庫県尼崎市潮江 1-20-1
アミング潮江イースト 20-1 号棟 201C 号
株式会社ダウイン
氏名 代表取締役 濱坂 昌之



(乙) 住所 大阪府大阪市東住吉区駒川 3-28-7
株式会社エルサーブ
氏名 代表取締役 堤 健治



別紙1

承継対象権利義務明細表

乙は、対象事業に関して甲が本効力発生日の前日の終了時（以下「基準時」という。）において有する、以下に定める資産、債務、契約その他の権利義務を承継するものとする。

但し、権利義務の移転につき行政機関その他の第三者の許認可等を要するものは、当該許認可等の取得を条件とする。

1. 資産

甲が、基準時において保有している資産のうち、対象事業に属するものであって、甲の貸借対照表上以下の勘定項目に仕分けされている資産。具体的な移転対象については基準時まで甲乙間で別途合意する。なお、引き継ぐ不動産については別紙2のとおりとする。

ただし、乙の増加資本金はないものとする。

3. 負債及び債務

基準時において存在する甲の負債及び債務を引き継ぐ。

4. 契約等

基準時において有効な、及び、本契約締結日から基準時まで新たに締結された、対象事業に属する契約及びこれらに付随する一切の権利義務のうち特に乙が指定した契約及び権利関係。具体的な移転対象については基準時まで甲乙間で別途合意する。

5. 雇用契約等

基準時において有効な、甲と対象事業に属する各従業員は存在しないため、乙が引き継ぐべき雇用契約は存在しない。

以上

別紙2 承継対象不動産（詳細は登記情報を参照）

所在地 在大阪市福島区野田三丁目
 番 2 1 4 番 2
 目 宅地
 積 2 1 5 . 6 3 m²

所在地 在大阪市阿倍野区松崎町二丁目
 番 9 0 番 2
 目 宅地
 積 1 7 8 . 3 8 m²

所在地 在大阪市北区長柄中二丁目
 番 3 2 番 2
 目 宅地
 積 2 4 2 . 7 9 m²

所在地 在大阪市北区大淀中三丁目
 番 1 7 番 1 0
 目 宅地
 積 1 4 4 . 3 9 m²

所在地 在大阪市北区大淀中三丁目
 番 1 7 番 1 1
 目 宅地
 積 9 1 . 7 0 m²

所在地 在大阪市北区大淀中三丁目 1 7 番地 1 0、1 7 番地 1 1
 家屋番号 1 7 番 1 0 の 4
 種類 保育所
 構造 鉄骨造陸屋根 4 階建
 床面積
 1 階 1 1 5 . 3 9 m²
 2 階 1 3 5 . 4 0 m²
 3 階 1 3 5 . 4 0 m²
 4 階 2 1 . 4 5 m²

所	在	大阪市淀川区三国本町一丁目12番地4
家	番	12番4の5
種	類	保育所
構	造	鉄骨造陸屋根3階建
床	面	積
		1階 211.25 m ²
		2階 220.04 m ²
		3階 26.22 m ²

所	在	大阪府中央区上町一丁目
地	番	12番16
地	目	宅地
地	積	167.77 m ²

以上

【資料 2】 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 8 期 計算書類

〔 令和 3 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで 〕

株式会社ダウイン

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	302,214	流動負債	273,580
現金及び預金	185,336	1年内返済予定長期借入金	93,702
受取手形	318	1年内返済予定社債	20,000
売掛金	112,511	未払金	89,762
前払費用	1,914	未払費用	1,367
未収収益	2,086	未払法人税等	10,070
未収入金	47	未払消費税等	37,054
		預り金	13,604
固定資産	711,753	前払収益	8,020
有形固定資産	566,256	固定負債	493,176
建物	105,155	社債	30,000
建物附属設備	2,225	預かり敷金	4,095
土地	464,383	長期借入金	436,071
車両運搬具	289	長期前受収益	23,010
減価償却累計額	△5,797	負債合計	766,756
無形固定資産	1,390	(純資産の部)	
営業権	1,390	株主資本	247,211
投資その他の資産	144,105	資本金	99,000
出資金	100	利益剰余金	148,211
敷金	5,803	その他利益剰余金	148,211
長期貸付金	130,000	繰越利益剰余金	148,211
保険積立金	6,992		
繰延税金資産	1,210	純資産合計	247,211
資産合計	1,013,967	負債及び純資産合計	1,013,967

損益計算書

〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
業務委託売上	35,091	
人材派遣料	653,893	
モバイル事業売上	213,991	
家賃収入	61,228	964,204
売上原価		
当期製品製造原価	739,449	739,449
売上総利益		224,755
販売費及び一般管理費		179,847
営業利益		44,907
営業外収益		
受取利息	1,188	
受取配当金	1	
補助金収入	5,084	
雑収入	9,500	15,775
営業外費用		
支払利息	7,531	
社債利息	33	
支払手数料	50	
雑損失	444	8,059
経常利益		52,623
税引前当期純利益		52,623
法人税、住民税及び事業税	16,208	
法人税等調整額	△318	15,889
当期純利益		36,734

株主資本等変動計算書

〔 令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	99,000	111,476	111,476	210,476	210,476
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		36,734	36,734	36,734	36,734
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	36,734	36,734	36,734	36,734
当 期 末 残 高	99,000	148,211	148,211	247,211	247,211

個別注記表

令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

1-2. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

1-3. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。利益剰余金の当期首残高と、当事業年度の損益に与える影響はありません。なお、「契約資産」に該当する資産はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 9,900株

第8期 計算書類に係る附属明細書

〔令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで〕

株式会社ダウイン

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿 価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	期末 取得価額
有形固定 資産	建物	104,219	-	-	3,742	100,477	4,677	105,155
	建物附属 設備	1,520	-	-	149	1,371	853	2,225
	車両 運搬具	-	289	-	265	24	265	289
	土地	218,677	245,706	-	-	464,383	-	464,383
	計	324,417	245,996	-	4,156	566,256	5,797	572,053
無形固定 資産	営業権	2,185	-	-	794	1,390	2,582	3,973
	計	2,185	-	-	794	1,390	2,582	3,973

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	6,750
給 与 手 当	71,883
賞 与	290
法 定 福 利 費	11,117
福 利 厚 生 費	496
旅 費 交 通 費	12,007
通 信 費	2,610
交 際 費	496
会 議 費	12
減 価 償 却 費	4,951
地 代 家 賃	10,935
リ ー ス 料	135
保 険 料	1,384
水 道 光 熱 費	633
消 耗 品 費	1,124
租 税 公 課	9,269
広 告 宣 伝 費	11,920
支 払 手 数 料	2,836
支 払 報 酬 料	425
支 払 報 酬 料 一 源 泉	234
シ ス テ ム 費	508
業 務 委 託 費	129
雑 費	775
経 営 指 導 料	28,917
合 計	179,847